

第 6 章 方法書に対する知事の見解及びそれに対する 事業者の見解

第6章 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

令和6年1月15日付環第1300号で通知された方法書に対する千葉県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

(前文)

本事業は、習志野市内で発生する一般廃棄物の処理を行っている習志野市芝園清掃工場（以下「現行施設」という。）の老朽化に伴う建替事業として、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）に存置し、現在は使用されていない旧清掃工場を解体した後、新たな廃棄物焼却等施設（以下「本計画施設」という。）等を建設し、本計画施設の稼働後に現行施設を解体する計画である。

本計画施設は廃棄物の処理方式が決定しておらず、方式の決定後に、方法書に記載されている処理能力及び炉数を見直すとされている。

事業区域は、東京湾に面した準工業地域にあり、事業区域から北側約300メートルの位置に環境保全についての配慮が特に必要な施設である大学が存在するほか、北東側約900メートルには住居が密集している地域がある。また、事業区域の周辺には、隣接する海浜公園や近傍の茜浜緑地等の、東京湾を一望できる人と自然との触れ合いの活動の場が存在する。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

6-1 事業計画

事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。

【事業者の見解】

事業計画の詳細な検討にあたっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減等を図り、環境影響を可能な限り回避又は低減することに努めます。

本施設では、高効率な廃棄物発電設備を導入するとともに、可能な限り省エネルギー設備を導入し、二酸化炭素の排出量削減を目指します。

6-2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般的事項

ア 方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法について、処理方式の決定に伴い変更する必要がある場合には、適切に見直すこと。

【事業者の見解】

処理方式は、外部専門委員も交えた検討会を開催し、ストーカ式焼却方式を選定する方針としました。これに伴う方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法の変更はありません。

イ 予測を行う段階で処理方式が決定されていない場合には、環境影響が最大となる条件を用いること。

【事業者の見解】

処理方式は、外部専門委員も交えた検討会を開催し、ストーカ式焼却方式を選定する方針としました。処理方式を決定した後、ストーカ式焼却方式の諸元を用いて予測を行いました。

ウ 廃棄物焼却等施設の更新計画であることを踏まえ、環境影響評価の実施に当たっては、本計画施設の稼働に係る予測結果と現行施設の稼働に係る調査結果を比較する手法等により、環境影響の増減についても評価を行うこと。

また、その結果、影響が増大すると予測される場合には、環境保全措置を講ずることにより、環境影響が現行施設と同等以下になるよう努めること。

【事業者の見解】

環境影響評価の実施にあたっては、廃棄物焼却等施設の更新計画であることを踏まえ、大気質、騒音、振動、悪臭、温室効果ガス等の予測・評価にあたっては、本計画施設の稼働に係る予測結果と現施設の稼働に係る調査結果を比較するとともに、環境影響の増減についても評価を行いました(p. 7-121、p. 7-163、p. 7-204、p. 7-219、p. 7-414参照)。

なお、予測の結果、影響が増大すると予測された施設の稼働による振動については、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲で対象事業に係る環境影響をできる限り回避又は低減を図るとともに、施設の供用開始後の事後調査を行うことにより、環境への影響の程度を確認してまいります(p. 7-207、p. 9-2参照)。

(2) 大気質及び悪臭

ア 調査地点及び予測地点について、事業区域の近傍に千葉工業大学新習志野キャンパス及び多くの住居が存在することを考慮し、適切な位置に設定すること。

また、当該キャンパスに高層建築物があることを踏まえ、予測地点を高所にも設定し、鉛直方向を考慮した予測を行うこと。

【事業者の見解】

調査地点及び予測地点については、一般環境大気質は対象事業実施区域内のほか、対象事業実施区域周辺の住宅地の分布等の地域特性を踏まえ、習志野市企業局ガス茜浜供給所、香澄小学校、幕張メッセ駐車場付近の計4地点としました。悪臭については、対象事業実施区域敷地境界の2地点及び対象事業実施区域北側の住居等がまとまっている地域の代表的な地点として香澄小学校の計3地点としました。

また、対象事業実施区域の近傍に千葉工業大学新習志野キャンパスが存在することを踏まえ、当該キャンパスの高層建築物の最上階(高さ43m)における施設の稼働に伴うばい煙の発生による大気質の予測を行いました。予測の結果、各物質の着地濃度は予測高さ1.5mの最大着地濃度よりも高い値となりますが、地上部の現況値(バックグラウンド濃度)に対して十分小さい値となるとともに、環境基準及び千葉県環境目標値を満足することを確認しました(p. 7-110、p. 7-116参照)。悪臭についても、当該キャンパスの高層建築物の最上階における大気質の予測結果を参考に影響の分析を行い、大気質と同様に影響がないことを確認しました(p. 7-220参照)。

イ 施設の稼働に係る上層気象の調査について、事業区域内での実施が困難な場合には、できる限り近傍で行うこと。

なお、近傍での調査が困難であり、先行事例の調査結果を用いる場合には、事業区域の上層気象との類似性を示すなど、妥当性を明らかにすること。

【事業者の見解】

上層気象調査は、対象事業実施区域内で実施しました。

ウ 施設の稼働による悪臭について、休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるが、定常状態とは悪臭の処理方法が異なることから、予測対象時期に休炉時を加え、予測及び評価を行うこと。

【事業者の見解】

休炉時には、ごみピット内の臭気が外部に拡散しないよう脱臭装置で処理する計画であるため、定常状態とは処理方法が異なることが想定されます。そのため、土地又は工作物の存在及び供用に係る「施設の稼働に伴う悪臭」の予測対象時期に休炉時を加え、予測及び評価を行いました(p. 7-219参照)。

(3) 騒音及び超低周波音

施設の稼働による超低周波音について、事業区域から住居までの距離が離れており、環境影響が極めて小さいとして項目に選定されていないが、より近傍に存在する千葉工業大学新習志野キャンパスへの影響が懸念されることから、環境影響評価項目に選定すること。

【事業者の見解】

施設の稼働による超低周波音について、環境影響評価項目に選定し、調査、予測及び評価を行いました。

予測については、本施設に配置される発生源となる設備の種類、位置等を把握した上で、本環境影響評価の中で実施した現地調査の結果を類似事例として参照するとともに、本施設で実施する環境保全措置の内容も踏まえて、定性的な予測・評価を行いました(p. 7-174参照)。なお、予測結果は、敷地境界で超低周波音に関する参考値を満足することから、当該キャンパスについても影響はないものと考えます。

(4) 動物

旧清掃工場及び現行施設の撤去工事について、事業区域内には、周辺の生態系の上位種であるチョウゲンボウ（猛禽類）の営巣場所があることを踏まえ、専門家から意見聴取し、調査、予測及び評価を行うとともに、適切な環境保全措置を検討すること。

【事業者の見解】

対象事業実施区域内に、周辺の生態系の上位種であるチョウゲンボウ（猛禽類）の営巣場所があることを踏まえ、専門家に対して、調査、予測及び評価の結果の妥当性を確認するとともに、事業者が検討した環境保全措置の内容について意見聴取し、その結果を踏まえて準備書を作成しました(p. 7-373、p. 7-374参照)。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

施設の稼働による大気質、騒音、振動及び悪臭並びに施設の存在による景観について、事業区域に隣接する海浜公園等の利用者への影響が懸念されることから、環境影響評価項目に選定した上で、関連する項目の環境影響評価結果を参考にする等の手法により、利用環境の変化について、調査、予測及び評価を行うこと。

【事業者の見解】

人と自然との触れ合いの活動の場について、対象事業実施区域に隣接して海浜公園等が存在することから、環境影響評価項目に選定し、利用環境の変化について、調査、予測及び評価を行いました。また、予測・評価にあたっては、施設の稼働による大気質、騒音、振動及び悪臭並びに施設の存在による景観の予測結果を参考とした手法により行いました。

(6) 温室効果ガス等

温室効果ガスの排出をできる限り削減するため、施設の設計に当たっては、本計画施設に加えて、事業場全体の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等に努め、その上で、調査、予測及び評価を行うこと。

【事業者の見解】

本施設では、高効率な廃棄物発電設備を導入するとともに、本施設の設備機器やEV棟及び工場棟の照明や空調設備は省エネルギー型を採用することにより、温室効果ガスの排出削減に努めることとしています。準備書では、以上のことを踏まえ、予測及び評価を行いました。

また、現在個別の施設となっているエネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアルリサイクル推進施設を合棟とすることで現在よりも効率的な施設運用を図り、温室効果ガスの排出削減に努めてまいります。

6-3 その他

事業区域は、習志野市が公表している高潮浸水想定区域内に位置していることから、浸水によって受入廃棄物等が飛散、流出しないよう、浸水対策に万全を期すこと。

【事業者の見解】

対象事業実施区域は、本市が公表している高潮浸水想定区域内に位置していることを踏まえ、浸水によって受入廃棄物等が飛散、流出しないよう、プラットフォーム及び灰ピットの開口部は浸水水位以上とする等の浸水対策を講じる計画とします（p. 2-34参照）。